

改正

平成27年4月 1 日規則第 6 号
令和 3 年4月 1 日規則第29号
令和 5 年3月31日規則第29号
令和 7 年3月25日規則第29号

長浜市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)第6条の規定に基づき、長浜市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する審議会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 長浜市総合計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) 長浜市過疎地域持続的発展計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 長浜市定住自立圏共生ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (5) その他長浜市総合計画に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、未来創造部政策デザイン課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。